

福島県ドクターヘリ運航要領

公立大学法人福島県立医科大学附属病院

福島県

第1 目的

この要領は、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」（別紙1）に基づき、救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため実施する「福島県ドクターヘリ事業」を安全かつ円滑に推進するため、必要な事項を定める。

第2 実施主体

(1) 実施主体

公立大学法人福島県立医科大学附属病院

(2) 基地病院

公立大学法人福島県立医科大学附属病院を基地病院とする。

基地病院とは、ドクターヘリの常駐施設を有し、ドクターヘリの出動基地となる救命救急センターである。

(3) ドクターヘリ通信センター、ドクターヘリ要請ホットライン

基地病院である公立大学法人福島県立医科大学附属病院に運航管理、関係機関との連絡調整を行うドクターヘリ通信センター（以下、「通信センター」という。）を設置し、通信センター内に、ドクターヘリを要請する専用電話であるドクターヘリ要請ホットライン（以下、「要請ホットライン」という。）を設置する。

○ドクターヘリ通信センター

運航管理者及び医師が待機し、要請対応、運航管理、関係機関との連絡調整を行う。

要請以外の事務連絡用電話番号 024-547-1111（内線3783）

○ドクターヘリ要請ホットライン

消防機関が基地病院に対してドクターヘリの出動を要請する専用電話窓口

要請ホットライン電話番号 024-547-1119

第3 搭乗人員

搭乗人員は最大6名とし、以下の者が搭乗する。

ア 操縦スタッフ

操縦士1名及び整備士1名の計2名とする。

イ 医療スタッフ

基地病院の医師1名及び看護師1名の計2名、もしくは医師2名のいずれかとする。

ウ 患者

最大2名までとする。

エ 家族・付添い者

家族・付添い者のドクターヘリへの同乗は原則不可とする。ただし、搭乗する患者が1名の場合であって、医師の判断により必要と認めた場合は、機長の了解を得て1名を搭乗させることができる。

第4 消防機関及び医療機関の相互協力

基地病院、消防機関、医療機関、市町村、警察、学校その他ドクターヘリの運航に係る機関は、患者の救命救急を最優先し、互助互恵の精神から、ドクターヘリが安全で円滑に運航できるよう相互に協力することに努めるものとする。

第5 運航時間及び運航範囲

(1) 出動日時

原則として、1月から4月及び8月から12月までの期間は午前8時30分から午後5時まで（午後5時前に日没となる場合は日没前まで）とし、5月から7月までの期間は、午前8時30分から午後6時までとする。

ただし、基地病院の判断により、患者の重症度や日没時間等を考慮し、状況に応じて対応するものとする。

(2) 気象条件等による飛行の判断

気象条件等による飛行に関する判断は、機長が行うこととし、風雨等の気象条件により出動できない場合がある。

また、出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更できる。飛行を中止又は変更した場合には、通信センターはすみやかに要請者に連絡するとともに、患者を搬送中の場合にあつては、必要な対応を行う。

(3) 出動対象地域

県内全域および運航協定を結んでいる都道府県の対象地域とする。ただし、災害時にはこの限りではない。

第6 救急現場への運航

(1) 要請

①要請者

救急現場への出動要請は、別紙2に定める消防機関が行う。

②出動要請基準

消防機関は、119番通報受信時又は救急現場で、以下の「ドクターヘリ出動要請基準」に患者の重症度が合致した場合にドクターヘリの出動を要請できるものとする。

ドクターヘリ出動要請基準

救急現場において以下の項目のいずれかが認められるとき

ア 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき

イ 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき

ウ 重症患者であつて搬送に長時間を要することが予想されるとき

エ 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図るとき

なお、別紙3の防災ヘリ緊急運航基準細目（平成13年4月13日付け消防第46号）の「1. 救急現場からの傷病者の搬送の場合」及び「医師現場派遣基準」

を参考として患者の重症度を判断するものとする。

③要請の連絡方法

消防機関は、「要請ホットライン」へ患者の状況、離着陸場所の状況、現場の気象状況等を連絡し出動を要請するとともに、離着陸場所の安全確保のための準備を行う。

④要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況により「ドクターヘリ出動要請基準」に合致しない場合等で医師の派遣を必要としない場合や救命の可能性がないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができる。

(2) 出動

①出動方法

出動要請を受けた通信センターは、要請者である消防機関に患者の緊急度及び重症度、現場の気象状況及びその他の状況を確認後、原則として直ちに出動する。

ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動不能の場合は、出動要請を行った消防機関にその旨を伝える。

②救急現場の離着陸場所の安全確保

ア 救急現場の離着陸場所の決定

離着陸場所は、別に定める離着陸場所一覧を参考にしながら、要請した消防機関と協議の上、通信センターが決定する。

イ 救急現場の離着陸場所への連絡

離着陸場所の管理者又は所有者（以下、「管理者等」という。）への連絡は、原則として通信センターが行う。ただし、離着陸場所の安全確保に協力する消防機関においても随時連絡を行う。

ウ 救急現場の離着陸場所の安全確保

要請した消防機関や離着陸場所の管理者等は、委託されているヘリコプター運航会社の責任のもとで、離着陸場所の安全確保を行う。

エ 機長の判断による離着陸

やむを得ず消防機関の協力を得ることが困難な場合であっても、離着陸場所の最終的な安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できる。

(3) 患者の搬送

①搬送先指定医療機関

患者を搬送する医療機関（搬送先指定医療機関）は、別紙4に定める。

なお、緊急の場合は、ドクターヘリの搭乗医師の判断により、搬送先指定医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

②搬送先医療機関の決定

ア 決定の方法

ドクターヘリの搭乗医師が、別紙4に定める医療機関（緊急の場合はこの限りではない）の中から、搬送時間、患者の容体及び患者又はその家族の希望、消防機関との協力体制等を考慮の上、搬送先医療機関を決定する。

- イ 搬送先医療機関への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）
通信センターは、搬送先医療機関に対して、患者の収容を依頼する。
- ウ 搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）
通信センターは、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。
- エ 搬送先医療機関の離着陸場所への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）
離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として通信センターが行う。ただし、離着陸場所の安全確保に協力する消防機関においても随時連絡を行う。
- オ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容（基地病院へ患者を収容する場合は除く）
搬送先医療機関は、管轄する消防機関の協力を得て離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行う。

③搬送後の処理

基地病院又は搬送先医療機関は、必要に応じて、搬送状況を要請した消防機関へ連絡する。

（４）高速道路における運航

高速道路における運航方法については別に定める。

第 6 - 2 消防機関等の依頼または通報に基づかない運航

（１）出動

次の各号のいずれかに該当する場合に限り、消防機関等の依頼または通報に基づかない運航を行う。

- ア 消防機関等に連絡するいとまがないほど切迫した状況において、医療機関または運航調整委員会が必要とあらかじめ認めた者から依頼または通報を受け、基地病院の長がドクターヘリの運航を必要としたとき
- イ 厚生労働省、地方公共団体、高速道路会社等からの情報または自ら入手した情報によって、基地病院の長がドクターヘリの運航を必要と判断したとき

（２）離着陸場所の安全確保

ア 離着陸場所の決定

離着陸場所は、依頼もしくは通報の主体、基地病院またはこれらの者から委託を受けた者（以下離着陸の安全確保を行う者）と協議の上、通信センターが決定する。

イ 離着陸場所の安全確保

離着陸の安全確保を行う者は、委託されているヘリコプター運航会社の責任のもとで、離着陸の安全確保を行う。

ウ 機長の判断による離着陸

やむを得ず離着陸の安全確保を行う者の協力を得ることが困難な場合であっても、離着陸場所の最終的な安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できる。

(3) 運航の検証

消防機関等の依頼または通報に基づかない運航を行った場合、基地病院は運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならない。運航調整委員会は、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて基地病院の長及び離着陸場所の安全確保を行う者に対して勧告または指導を行い、常に安全性の向上を図らなければならない。

第6-3 災害時の運航

(1) 運航の検討

次の各号に該当する場合に、基地病院の長はドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

ア 知事等（当該ドクターヘリの基地病院の所在する都道府県の知事または知事から委任を受けた者をいう。以下同じ。）からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。

イ 厚生労働省DMAT事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。

ウ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき。

(2) 運航の決定

運航の決定があった場合は、基地病院の長は、運航会社の操縦士、整備士及び運航管理者等を被災地域に派遣することができる。

ア (1)アの要請を受けた場合、基地病院の長はドクターヘリの運航状況等を勘案しドクターヘリの運航を決定するものとする。

イ (1)イの要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。

ウ (1)ウの判断を行った場合、基地病院の長は、被災地域における運航の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。

(3) 決定の報告

基地病院の長は、前項の規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。

(4) 災害時の任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

ア 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動

イ 患者の後方病院への搬送

ウ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

(5) 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、災害時の運航として出勤する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師または看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(6) 離着陸に関する事項

離着陸場所、離着陸場所の安全確保等については通常の任務時と同様とする。

第7 医療機関への運航

(1) 要請

①要請者

医療機関の医師は、管轄する消防機関へドクターヘリの出動を要請することができる。

ただし、要請にあたっては、原則として、事前に通信センターに対して患者の容体等を連絡しておくものとする。

②出動要請基準

医療機関の医師は、患者の生命に関わると疑う理由があり、緊急処置及び緊急搬送が必要であると判断した場合に出動を要請できるものとする。

③要請の連絡方法

医療機関の医師は、管轄する消防機関へ患者の状況、離着陸場所等を連絡する。

出動の要請を受けた消防機関は、「要請ホットライン」へ出動を要請するとともに、離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための準備を行う。

(2) 出動

①出動方法

出動要請を受けた通信センターは、患者の緊急処置及び緊急搬送の必要性等を総合的に判断し、原則として直ちに出動する。

ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動不能の場合は、出動要請を行った消防機関及び搬送元医療機関にその旨を伝える。

②搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保

ア 搬送元医療機関の離着陸場所の決定

離着陸場所は、別に定める離着陸場所一覧を参考にしながら、要請した消防機関及び搬送元医療機関に協議の上、通信センターが決定する。

イ 搬送元医療機関の離着陸場所への連絡

離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として通信センターが行う。ただし、離着陸場所の安全確保に協力する消防機関においても随時連絡を行う。

ウ 搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容

搬送元医療機関は、管轄する消防機関や離着陸場所の管理者等の協力を得て離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行う。

エ 機長の判断による離着陸

やむを得ず消防機関の協力を得ることが困難な場合で、離着陸場所の最終的な安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できる。

(3) 患者の搬送

①搬送先医療機関への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）

通信センターは、搬送先医療機関に対して、患者の収容を依頼する。

②搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）

原則として、通信センターは、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請す

る。

③搬送先医療機関の離着陸場所への連絡（基地病院へ患者を収容する場合は除く）

離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として通信センターが行う。ただし、離着陸場所の安全確保に協力する消防機関においても随時連絡を行う。

④搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容（基地病院へ患者を収容する場合は除く）

搬送先医療機関は、管轄する消防機関の協力を得て離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行う。

⑤搬送後の処理

基地病院又は搬送先医療機関は、必要に応じて、搬送状況を要請した消防機関へ連絡する。

第8 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

ドクターヘリを円滑に運航するため、ドクターヘリ運航調整委員会及び部会を設置する。ドクターヘリ運航調整委員会は別紙5の設置要綱に基づき実施する。

第9 基地病院の体制確保

（1）体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて、訓練、離着陸場所の確認、運航に必要な資料収集、出勤事例の事後評価に努める。

また、基地病院は、消防機関、医療機関、市町村、警察、学校等の関係機関の理解と協力を得て、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制を整備する。

（2）空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容される患者のため、常時2～3床程度の空床を確保しておく。

（3）常備積載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに救急蘇生に必要な以下の医療機器、薬品等を常備する。
ドクターバッグ、ストレッチャー（予備を含めて2台）、人工呼吸器、除細動器、ハートモニター、自動血圧計、酸素飽和度計、携帯型超音波診断装置、バッグボード、患者記録

第10 搬送先指定医療機関の体制づくり

搬送先指定医療機関は、ヘリポートの設置形態や患者の収容方法などの状況に応じ、消防機関、他の医療機関などの関係機関に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容など、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制を整備する。

第11 ドクターヘリの運航上のトラブル対応

（1）ドクターヘリの運航上生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院及び運航

会社が対応するものとする。

(2) ドクターヘリ運航上発生した事故等の補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して運航会社が補償するものとする。運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように傷害保険等を契約しておかなければならない。

第12 費用負担

基地病院は、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき、患者又は家族に請求する。

ただし、ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者又は家族に請求しない。また、災害時の検討に伴った出勤に際した費用については、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

第13 消防防災ヘリとの協力

ドクターヘリと消防防災ヘリは、災害時等多数の傷病者が発生した場合には、相互に協力しあい、応援体制を構築するものとする。

一方が出動中に新たな要請があった場合は、状況に応じて消防機関が改めて他方のヘリコプターを要請するものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月18日から適用する。

この要領は、平成20年 3月26日から適用する。

この要領は、平成20年 9月30日から適用する。

この要領は、平成22年 3月11日から適用する。

この要領は、平成27年11月30日から適用する。

救急医療対策事業実施要綱

1 目的

この事業は、救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上およびドクターヘリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2 補助対象

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県または都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターで厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 運営方針

- (1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運航に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、運輸、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社および有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士および運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターヘリに同乗する医師、看護師等を確保するとともに、出動および搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師等を同乗させるものとする。
- (5) 出動および搬送については、原則として消防官署または医療機関からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもと行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとし、必要に応じて、隣県におよぶ広域についても対象とするものとする。
- (7) 飛行中のドクターヘリと救命救急センターまたは救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターヘリの運航を委託する運航会社の選定指針および無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。

4 整備基準

- (1) 救命救急センターに隣接するヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線および患者移送の方法が確保されていること。
 - (2) 救急医療専用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
 - (3) 救命救急センターを設置する地域が当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域であること。
 - (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
 - (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
 - (6) 救命救急センターの運営に支障を来さないこと。
- (注) 「ドクターヘリ」とは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医および看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

ドクターヘリ出動要請可能消防機関

	消防本部名称	電話番号	所在地	所轄市町村
1	福島市消防本部	024-534-0119	福島市天神町 1 4 - 2 5	福島市
2	いわき市消防本部	0246-22-0123	いわき市平字正内 町 2 2	いわき市
3	伊達地方消防組合 消防本部	024-575-4101	伊達市保原町大泉 字大地内 9 3 - 1	伊達市、桑折町、国見町、 川俣町
4	安達地方広域行政 組合消防本部	0243-22-1211	二本松市大壇 2 7	二本松市、大玉村、本宮市
5	郡山地方広域消防 組合消防本部	024-923-8174	郡山市堂前町 5 - 1 6	郡山市、田村市、三春町、 小野町
6	須賀川地方広域消 防本部	0248-76-3111	須賀川市丸田町 1 5 3	須賀川市、鏡石町、天栄村、 石川町、玉川村、平田村、 浅川町、古殿町
7	白河地方広域市町 村圏消防本部	0248-22-2157	白河市立石山 1 5 - 1	白河市、西郷村、泉崎村、 中島村、矢吹町、棚倉町、 矢祭町、塙町、鮫川村
8	喜多方地方広域市 町村圏組合消防本 部	0241-22-6211	喜多方市字屋敷免 3 9 5 8	喜多方市、北塩原村、 西会津町
9	会津若松地方広域 市町村圏整備組合 消防本部	0242-59-1402	会津若松市北会津 町中荒井字諏訪前 1 1	会津若松市、磐梯町、 猪苗代町、会津坂下町、 湯川村、柳津町、三島町、 金山町、昭和村、会津美里町
10	南会津地方広域市 町村圏組合消防本 部	0241-63-3116	南会津郡南会津町 田島字西上川原乙 6 5	下郷町、檜枝岐村、只見町、 南会津町
11	相馬地方広域市町 村圏組合消防本部	0244-22-4164	南相馬市原町区高 見町一丁目 2 7 2	相馬市、南相馬市、新地町、 飯舘村
12	双葉地方広域市町 村圏組合消防本部	0240-35-2119	双葉郡浪江町大字 幾世橋字大添 4 2	広野町、檜葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村

別紙 3

防災へり緊急運航基準細目（平成13年4月13日付け消防第46号）

○「1. 救急現場からの傷病者の搬送の場合」

<p>1 自動車事故で重症の可能性がある場合</p> <p>①自動車からの放出</p> <p>②同乗者の死亡</p> <p>③自動車の横転</p> <p>④車両が50cm以上つぶれた</p> <p>⑤客室が概ね30cm以上つぶれた</p> <p>⑥歩行者又は自転車をはね飛ばされた、又は引き倒された</p> <p>2 オートバイ事故で重症の可能性がある場合</p> <p>①時速35km以上で衝突した</p> <p>②ライダーがオートバイから放り出された</p> <p>3 転落事故で重症の可能性がある場合</p> <p>①3階以上からの転落</p> <p>②山間部での滑落</p> <p>4 溺水、生き埋めによる窒息事故</p> <p>5 列車衝突事故</p> <p>6 航空機墜落事故</p> <p>7 船舶事故（火災、転覆、沈没等）</p> <p>8 爆発事故</p> <p>9 傷害事件（撃たれた、刺された）</p> <p>10 バイタルサイン</p> <p>①呼びかけても刺激を与えても、目を開けない（ジャパンコーマスケール30以上）</p> <p>②脈拍が弱くかすかにしかふれない、全く脈がない</p>	<p>③呼吸が止まりそう、遠く浅い呼吸をしている、呼吸停止</p> <p>④呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきた</p> <p>11 外傷</p> <p>①頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷出血</p> <p>②2カ所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断</p> <p>③麻痺を伴う肢の外傷</p> <p>④広範囲の熱傷（体のおおむね3分の1を超える火傷、気道熱傷）</p> <p>⑤意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）</p> <p>⑥意識障害を伴う外傷</p> <p>12 疾病</p> <p>①けいれん発作</p> <p>②不穏状態（酔っぱらいように暴れる状態）</p> <p>③新たな四肢麻痺の出現</p> <p>④強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）</p> <p>13 その他</p> <p>①毒蛇と思われるヘビによる咬傷</p> <p>②毒虫、クラゲ等による刺傷によるショック状態等</p> <p>③減圧症（潜水病・高山病等の圧力の急激な変化よって起こる病気）による加圧治療が必要な者</p>
---	---

○「医師現場派遣基準」

<p>1 出血のうち顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの</p> <p>2 意識消失</p> <p>3 ショック（血圧低下、脈拍上昇）</p> <p>4 心臓、肺の激痛（胸痛）</p> <p>5 痙攣</p> <p>6 事故で閉じ込められ、救出を要するような場合、高所からの墜落</p> <p>7 はっきりと重症がわかる患者、又は負傷者が二人以上いる場合</p>	<p>8 重症出血（創、消化管、生殖器）</p> <p>9 中毒</p> <p>10 熱傷</p> <p>11 電撃症・落雷</p> <p>12 溺水</p> <p>13 歩行者が車などにより時速35km以上の速度でぶつけられた場合、又は3m以上にはねられた場合</p> <p>14 その他生命に関わると疑う理由があるとき</p>
---	---

搬送先指定医療機関一覧

	医療機関名	所在地	電話番号 F A X 番号	ヘリポートの状況		
				場所	距離 (km)	搬送方法
1	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1581 024-547-3399	敷地内ヘリポート	0.5	院内患者搬送車 又は 消防署救急車
2	総合病院福島赤十字病院	福島市入江町11-31	024-534-6101 024-531-1721	信夫ヶ丘緑地公園	1.5	消防署救急車
3	(財)太田総合病院附属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内2-5-20	024-925-1188 024-925-7791	郡山河川防災ステーション	5.0	院内救急車
4	福島県厚生連白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	0248-22-2211 0248-22-2218	敷地内ヘリポート	0.2	院内救急車又は消防署救急車
5	(財)温知会会津中央病院	会津若松市鶴賀町1-1	0242-22-0125 0242-22-8700	敷地内ヘリポート	0.3	院内救急車
6	県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下14-1	0241-62-4333 0241-62-7307	南会津病院	0.1	院内ストレッチャー
7	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町2-54-6	0244-22-3181 0244-22-8853	萱浜ニュースポーツ広場	0.7	消防署救急車
8	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原16	0246-26-1170 0246-26-1170	よもぎた臨時ヘリポート	0.5	消防署救急車

福島県ドクターヘリ運航調整委員会設置要綱

(目的)

第1条 福島県ドクターヘリ事業を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関による協議、調整を行うため、福島県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「運航調整委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運航調整委員会の協議事項は以下のとおりとする。

- (1) ドクターヘリの運航要領に関する事項
- (2) 関係機関の連携に関する事項
- (3) その他ドクターヘリ事業に関わる必要事項

(委員構成)

第3条 運航調整委員会は、別記に掲げる者をもって構成する。

(学識経験者等の意見聴取)

第4条 運航調整委員会は、必要に応じ学識経験者を有する者又は関係者から意見を求めることができる。

(運営)

第5条 運航調整委員会の委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は運航調整委員会を招集し、その議長となる。
- 3 運航調整委員会に副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 事務局は、公立大学法人福島県立医科大学附属病院に置く。

(部会)

第6条 委員長は、詳細な事項について協議、検討するため、必要に応じて部会を置くことができることとし、必要な事項については別に定める。

- 2 部会は運航調整委員会の下部組織として、具体的な実務を担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

この要綱は、平成20年 9月30日から施行する。

この要綱は、平成22年10月 4日から施行する。

(別記)

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学附属病院長
- (2) 福島県保健福祉部長
- (3) 福島県医師会長の推薦する者
- (4) 福島県病院協会長の推薦する者
- (5) 福島県消防長会長の推薦する者
- (6) 公立大学法人福島県立医科大学附属病院長の推薦する者
- (7) 総合病院福島赤十字病院長の推薦する者
- (8) 財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院長の推薦する者
- (9) 福島県厚生連白河厚生総合病院長の推薦する者
- (10) 会津中央病院長の推薦する者
- (11) 県立南会津病院長の推薦する者
- (12) 南相馬市立総合病院長の推薦する者
- (13) いわき市立総合磐城共立病院長の推薦する者
- (14) 福島市消防本部消防長の推薦する者
- (15) 伊達地方消防組合消防本部消防長の推薦する者
- (16) 安達地方広域行政組合消防本部消防長の推薦する者
- (17) 郡山地方広域消防組合消防本部消防長の推薦する者
- (18) 須賀川地方広域消防本部消防長の推薦する者
- (19) 白河地方広域市町村圏消防本部消防長の推薦する者
- (20) 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部消防長の推薦する者
- (21) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長の推薦する者
- (22) 南会津地方広域市町村圏組合消防本部消防長の推薦する者
- (23) 相馬地方広域市町村圏組合消防本部消防長の推薦する者
- (24) 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長の推薦する者
- (25) いわき市消防本部消防長の推薦する者
- (26) 国土交通省東京航空局福島空港出張所長の推薦する者
- (27) 総務省東北総合通信局長の推薦する者
- (28) 東日本高速道路株式会社東北支社長の推薦する者
- (29) 福島県市長会長の推薦する者
- (30) 福島県町村会長の推薦する者
- (31) 福島県警察本部長の推薦する者
- (32) 福島県教育委員会教育長の推薦する者
- (33) 福島県危機管理部危機管理総室消防保安課長
- (34) 福島県危機管理部危機管理総室災害対策課長
- (35) 福島県消防防災航空センター所長
- (36) 福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課長
- (37) ドクターヘリ運航委託会社の長の推薦する者